

エンセン・アド掲載（契約）約款

第1条（約款の適用）

・町のお店ガイド エンセン・アド運営「有限会社エムツーブランング」は、インターネットサービス掲載（契約）約款（以下、「掲載約款」を定め、エンセン・アドよりインターネットに関するサービスを提供します。

第2条（約款の変更）

・この「掲載約款」は、契約者の承諾を得る事なく変更する事があります。

第3条（協議事項）

・この「掲載約款」に記載の無い必要事項は、契約者と弊社との協議によって定めます。

第4条（サービスの種類及び内容）

1. インターネットによる広告及び広告の代理、広告スペースの提供。
2. 上記に付随する各種サービス・役務等の提供。

第5条（契約期間）

・掲載申込日を契約成立日とし、Web上反映日より1年間を有効とします。
・契約期間終了の1ヶ月前までに、書面もしくはメールによる申出が無ければ契約が自動的に1年間延長となります（自動更新）。

第6条（契約の解除・解約）

1. 掲載申込（契約）書に虚偽の記載があった場合。
2. 弊社が掲載情報を公序良俗に反する態様と判断した場合
3. 契約者から解除・解約の申し出があった時
4. その他弊社の定める情報掲載基準に反する場合

※前項の規定により、弊社が「契約の解除・解約」を行いサービスの停止を行う場合等、その理由、利用停止・解約・解除の期日、利用停止・解約・解除の期日を、事前に通知されない場合があります。弊社がサービスの停止を行う場合は、契約者には、概ね2週間以上前に書面又はEメール・電話にて通知いたします。又、弊社情報提供基準につきましてはお答えできかねますのでご理解の上ご利用ください。

第7条（権利譲渡）

・契約者が掲載申込（契約）後に成立したサービスを受ける権利は、譲渡不可とします。但し、特別な事情で弊社が認めた場合は、契約の残存期間において認める場合もあります。

第8条（契約変更）

掲載・利用申し込み（契約）書に記載された、所在地・事業所名・事業内容等の重要事項の変更は直ちに書面を以って申し出ていただき、当社にて審査の上、サービス利用の継続を認める事ができます。

第9条（緊急制限）

・災害時など、非常時における緊急を要する場合、サービスの一部又は全部を停止又は制限する事ができるものとします。

第10条（広告掲載基準）拒否範囲

1. 有限会社エムツーブランングは「町のお店ガイド エンセン・アド」で社会的通念や規範に照らし、広告掲載が不適当と認めたものや、「公序良俗」に反するものなどの広告等の掲載を拒否できるものとします。
2. 有限会社エムツーブランングが、第三者など、他を誹謗中傷する内容のもの、他人のプライバシーに関する情報等の掲載であると認めたものは、これを拒否することができます。
3. 有限会社エムツーブランングが意見広告・政党・宗教団体等、「町のお店ガイド エンセン・アド」の運営上ふさわしくないと認めたものは、広告掲載を拒否できるものとします。
4. 上記1から3の条件において、情報の掲載拒否が発生した場合、有限会社エムツーブランングはこの理由を一切公開・明示しなくても良いものとします。

第11条（料金及び制作・掲載内容）

本サービスに係る料金は、弊社が下記に定める料金表の通りとします。

- ・広告内容は、Web広告となります。
- ・制作料は制作するものによって異なります。
- ・掲載料は下記となります。

■ホームページ（レスポンス・Webデザイン）

1ページ ¥10,000-（税抜） / 3ページ〜

（注掲載契約は1年間。自動更新。）

- ・掲載は注文を受けてから（資料一式頂いて・ご入金確認）10日間以内（土・日・祝日省く）に掲載致します。
- ・掲載料は前金にて集金させていただきます。尚、振込みの場合は上記の指定口座まで全額入金して下さい。振込み手数料はお客様負担にてお願い致します。
- ・掲載期間はWeb上反映した日から1年間とさせていただきます。

第12条（修正・更新）

- ・お申込みから1週間以内での大幅な修正は無料とします。さらに、月で1度位の多少（1・2行）の修正・更新も無料とします。但し、大幅な修正・更新につきましては下記の通りと致します。
 - ① 1ページにつき10,000円（税抜）とさせていただきます。
 - ② 文章や写真の変更は1箇所につき1,000円（税抜）とさせていただきます。
- ・オプションや追加ページは弊社のWebページ(www.ensen-ado.com)にて。

第13条（契約者の支払義務）

1. 契約者は弊社に対し、掲載料金を支払うものとします。
2. 契約者の支払義務は、原則として契約を承認した申込より発生するものとします。
3. 本契約は、年間契約となりますので、途中解約はできません。
4. 先払いの場合の料金の返金はできません。

第14条（掲載料金の支払方法）

・契約者は、掲載料金を弊社営業員の集金または指定口座への振込みとします。

第15条（免責事項）

・契約者が、「町のお店ガイド エンセン・アド」の各種サービス利用に関して法令等の定めにより有限会社エムツーブランングの責に帰す場合を除き、第三者等により被った被害については、有限会社エムツーブランングは一切の責任・賠償を負いかねます。

第16条（約款への承諾）

・本ウェブサイトの情報掲載・登録サービスをご利用される場合は、本掲載約款に承諾したものとみなします。

第17条（その他の条件）

・契約者から有限会社エムツーブランングが預かりした情報等の取扱につきましては本ウェブサイト、「ご利用規約」第8条に記載します。又、サイト利用の条件は本ウェブサイト「ご利用規約」をご覧ください。

その他掲載約款に記載されていない事項については、関係法令等の定めによるものとし、契約の締結日を以って発効します。